

第 146 回 高知県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和 2 年 9 月 10 日（木）10 時 00 分～10 時 45 分
- 2 開催場所 オーテピア 4 階 ホール
- 3 出席委員 青木章泰、磯部雅彦、大倉美知子、片岡万知雄、康峪梅、坂本淳、小坂雄一郎、田村壮児、林幸一、政岡慶子、横山桂子、依光晃一郎、田所裕介、田鍋剛、新出龍峰（代理）、多田直人（代理）、眞鍋栄治（代理）、山本俊郎（代理）（計 18 名）
- 4 欠席委員 稲田知江子、岡崎誠也（計 2 名）
- 5 出席幹事 坂本寿一（土木部参事）（計 1 名）
- 6 欠席幹事 小笠原直樹課長（政策企画課）中嶋真琴課長（地域福祉政策課）、平井和久課長（商工政策課）、中山明課長（農業政策課）（計 4 名）
- 7 事務局等 （高知県）土木部都市計画課、
（高知市）建築指導課、廃棄物対策課
- 8 審議事項 諮問事項
1) 建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断

■事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「第 146 回高知県都市計画審議会」を開催いたします。私、本日の審議会の進行を務めさせていただきます、高知県都市計画課 課長補佐の井西でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、当審議会委員 20 名のうち代理委員を含めまして、18 名の方のご出席をいただいております。当審議会条例第 5 条による会議の成立要件であります 2 分の 1 以上の委員のご出席をいただいておりますので、本日の審議会が成立していることを、ご報告いたします。

また、本審議会は高知県都市計画審議会運営要綱第 9 条の規定により、公開としており、傍聴席を設けております。

それでは、委員の皆様、お手元の資料の確認をさせていただきます。配布資料でございますが、「資料－1 次第」、「資料－2 出席者名簿」、「資料－3 配席図」、「資料－4 高知県都市計画審議会条例、同運営要綱」、「資料－5 議案書」、「資料－6 付議事項説明資料」になります。不足がございましたら、事務局にお知らせください。

続きまして、本審議会は、令和 2 年 8 月 1 日に委員の改選を行っており、改選後、初めての審議会となりますので、委員の皆様のご紹介と、会長の選出をさせていただきます。

まず、委員の皆様への配席に従いましてご紹介させていただきます。

始めに学識経験のある者といたしまして、高知商工会議所会頭の青木委員様、高知工科大学学長の磯部委員様、弁護士の稲田委員様、公募委員の大倉委員様、とさでん交通株式会社代表取締役の片岡委員様、高知大学教授の康委員様、高知大学講師の坂本委員様、公募委員の小坂委員様、高知県社会福祉協議会の会長田村委員様、高知県農業会議の会長林委員様、建築士の政岡委員様、公募委員の横山委員様。

なお、稲田委員様におかれましては、本日所用により、欠席となっております。

次に、市町村を代表する者として、高知市長岡崎委員様は、本日所用により、欠席となっております。

次に、高知県議会を代表する者として、依光委員様、同じく田所委員様。

次に、市町村議会を代表する者として、高知市議会議長田鍋委員様。

最後に、関係行政委員としまして、農林水産省中国四国農政局長代理の中国四国農政局農村計画課長の新出代理委員様、国土交通省四国地方整備局長代理の高知河川国道事務所長多田代理委員様、国土交通省四国運輸局長代理の高知運輸支局長眞鍋代理委員様、高知県警察本部長代理の交通部交通規制課山本代理委員様。

以上で委員の皆様のご紹介を終わります。

それでは、次に会長の選出に移らせていただきます。

当審議会は、都市を形成する根幹的な施設など、県が都市計画を定めるときに、都市計画法に基づき都市計画（案）を調査審議し、知事に答申するための重要な機関でございます。委員の皆様におかれましては、専門的な知識を活かしていただきながら、公平かつ透明性のある審議をお願いしたいと思います。

会長の選出につきましては、高知県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験のある者の委員の中から委員の選挙によって定めることとなっております。会長に立候補される方、推薦される方、いらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

■青木委員

磯部委員を推薦いたします。

■事務局

ただいま、磯部委員の推薦がありましたが、他に立候補される方、ご推薦はございませんでしょうか。

無いようですので、それでは当審議会の会長として、磯部委員にご同意いただける方は、挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

■事務局

賛成多数により、会長に磯部委員が選出されました。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要綱第5条の規定により、会長が議長となって会議を主宰することとなっておりますので、磯部会長にお願いいたします。

■磯部会長

みなさんおはようございます。ただいま引き続き会長に選任していただきました磯部でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画法の理念というのは、農林漁業の適正、健全な調和を基にしたうえで、健康で文化的な都市生活および理念との高度な都市利用の骨格ということになります。これはなかなか難しい問題になりまして、そのための土地利用を適正にやっていくということが非常に大事なわけですが、土地利用は長い歴史を持っていて、そのうえで現在があるということですから、白紙の上に全く新しい絵を描くということとずいぶん違った手法を使わなければいけないということになると思います。そのうえで現状を踏まえていかに都市計画法で規定された理想に近づけていくかということが大事なことであり、また難しい問題でもあり、あるが故にチャレンジにもなり課題にもなるというふうに考えています。

この審議会は知事の委託された議題に関して審議を行い答申を出す、ということになりますけれども、審議にあたって適正かつ公正な運営を目指していきたいと考えていますので、ぜひ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、会長職務代理者について、当審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきます。

会長職務代理者については、片岡委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

■片岡委員

どうかよろしくお願いいたします。

■磯部会長

次に、当審議会運営要綱第10条第3項に、「会長が会議録の署名委員を2名指名することになっておりますので指名させていただきます。今回の審議会につきましては林委員、そして横山委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。

本日は、お手元にありますように、1件の付議事項がございます。

議案として「高知市産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について(建築基準法第 51 条ただし書きによる付議)」ということで、お諮りいたします。

それでは、事務局は説明をお願いします。

■事務局

高知県土木部都市計画課計画担当チーフをしています清水です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料 5 の議案書をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1 ページをご覧ください。

第 1 号議案を朗読させていただきます。

2 高都計第 232 号、令和 2 年 8 月 17 日、高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。建築基準法第 51 条、ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について。

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特定行政庁が許可する場合、都市計画審議会において、敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり審議会に付議します。

こちらの議案は、特定行政庁である高知市長からの付議事項ですので、詳しい説明を高知市のほうから行ったあと、最後に、高知県の見解を説明させていただきます。詳しくは高知市の方から説明させていただきます。

高知市建築指導課建築指導係の松木と申します。よろしくお願いいたします。私からは、「建築基準法第 51 条のただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について」をご説明させていただきます。

資料は、「第 1 号議案説明資料」をご覧ください。

次のページをご覧ください。

説明項目としまして、私の方から、「施設の概要」、「手続きの流れ」、「建築基準法第 51 条について」、「産業廃棄物処理施設について」の順で説明をいたして、最後に、事務局から「高知県の見解」を説明させていただきます。

なお、説明の前に、少し産業廃棄物につきまして触れたいと思います。

事業活動に伴って発生した廃棄物である事業所ごみには、一般廃棄物と産業廃棄物があります。そのうち産業廃棄物は、燃えガラ、汚泥、廃プラスチック類、ゴム・金属・ガラスくず、がれき類、など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において定められた 20 品目をいいます。なお、この法律を以降、廃棄物処理法といえます。この法律は、廃棄物の排出を抑えつつ、発生した廃棄物はリサイクル等、適正な処理をすることで、生活環境が安全に守られることを目的としています。

事業所から発生する事業所ごみは、排出する事業者自身に処理責任があり、自らが処理することができない場合は、法により許可を受けた処理業者に委託する必要があります。

ます。

産業廃棄物処理施設と言いますのは、廃棄物処理法で定められた一定規模の処理能力を備えている施設のこととなります。

1 ページ目の方をご覧ください。次に、今回ご審議いただく施設の概要を説明いたします。

申請地は、高知市春野町弘岡下字イヨ川北平で、高知広域都市計画区域内にあります。高知広域都市計画区域は、区域区分、いわゆる線引きを有しており、この敷地の位置は市街化調整区域になります。

施設の種類としましては、中間処理施設を有する産業廃棄物処理施設で、事業者はヤツデファクトリー株式会社です。また、現在の敷地面積は、全体で 19,322.6 平方メートルで、約 19 ヘクタールになります。

施設の現状としましては、中間処理施設で、破砕、焼却、圧縮、選別、切断、減容固化等を行っています。

産業廃棄物処理施設と言いますのは、廃棄物処理法で定められた一定規模の処理能力を備えている施設のことをいいます。

今回、中間処理能力を増やすため、廃棄物処理法で設置許可を受けた廃プラスチック・その他の産業廃棄物などを処理をする焼却施設を設置する予定で、その着工前に、本審議会において、その設置にあたり、都市計画上、その敷地の位置について支障がないかをご審議いただきたいと思いますと思っております。

2 ページ目の方をご覧ください。次に、法的な手続きを含めた全体の流れをこのフローでご説明いたします。

施設を設置するにあたり事業者が行う手続きとしましては、まず、主に廃棄物処理法に基づくものと建築基準法に基づくものがあります。

廃棄物処理法第 15 条に基づく施設の設置許可申請を行う前に、事業者は、事前に法定提出書類である「環境影響評価書」、いわゆる環境アセスメントを実施しています。これにより、施設の設置に係る生活環境の保全上の知見において「大気質」、「騒音」、「振動」、「悪臭」などの項目で、環境基準を全てクリアしていると判断されています。

その後、事業者は所管する高知市の廃棄物対策課へ、令和元年 9 月 4 日に許可申請を行いまして、書類審査、公告・縦覧、関係市町村への意見聴取、利害関係者からの意見書の受付、高知市産業廃棄物処理施設設置審議会での審議を経まして、令和 2 年 6 月 5 日付けで 設置許可証が発行されています。なお、利害関係者からの意見書の提出はありませんでした。

一方、建築基準法第 51 条ただし書きに基づく許可を得るため、事業者は高知市建築指導課へ令和 2 年 6 月 26 日に許可申請を行い、これを受け、令和 2 年 7 月 31 日付けで高知市長は高知県知事あてに都市計画審議会へ付議依頼を提出しております。

そして、本審議会でご審議いただき、処理施設の敷地の位置について支障がないとの回答をいただきますと、建築基準法第 51 条ただし書き許可がされることとなります。その後、必要に応じて建築確認申請手続き等が行われ、施設の設置工事に取りかかることとなります。

3 ページ目をご覧ください。ここで、建築基準法第 51 条についてご説明いたします。

第 51 条には、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と定められております。

これは、これらの施設や構成する建築物などが、都市機能上、欠くことができない重要な施設である半面、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす可能性がある施設であることから、新設や増築に際して施設の必要性や敷地の位置について判断するとして、都市計画決定の手続きを踏むという趣旨が書かれております。

今回は、その他政令で定める処理施設に該当する建築基準法の施行令第 130 条の 2 の 2 に掲げるもので、廃掃法の施行令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる産業廃棄物処理施設となります。計画施設は、このうち廃プラスチック・その他産業廃棄物の焼却施設の 2 項目で、その処理能力を超えるため 産業廃棄物処理施設に該当することとなります。

なお、施設の位置は、高知広域都市計画区域内にあり、都市施設として都市施設の決定はされていない民間の産業廃棄物処理施設です。そのため当該施設につきましては、都市施設として敷地の位置が決定したものではないため、施設の新築・増築はできないこととなりますが、建築基準法第 51 条には、「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合、この限りではない」と定められています。

これは、都市計画決定がされていなくても、都市計画審議会の議を経て許可された場合、これら施設の新築、増築が可能であるということを定めています。

ここで触れている「特定行政庁」とは、建築基準法に定義された「建築主事を置く人口 25 万人以上の市」のことで高知市が特定行政庁となります。

また、高知県都市計画審議会の議を経るのは、産業廃棄物処理施設の都市計画については都道府県が決定することになっているため、今回、本審議会において、その敷地の位置が都市計画上支障がないかご判断いただくこととしました。

4 ページ目をご覧ください。ここで、施設履歴についてご説明いたします。

当該施設につきましては、平成 13 年より処分業の許可を受け、当該施設を運営しています。その後、平成 16 年 7 月に建築基準法が改正となり、これ以降、新たに許可対象となる施設の新設は 51 条の許可が必要となりました。

今回の施設は、廃掃法の施行令2項目で、処理能力を超えると先程ご説明いたしましたが、廃掃法の施行令では第8号イ廃プラスチック類の焼却施設の一日当たりの処理能力が百キログラムの能力を超えるものが廃棄物処理施設に当たるとなっています。今回の焼却炉の新設により一日当たりの処理能力が8.48トンとなります。また、廃掃法第13号の2イ産業廃棄物の焼却施設で一時間当たりの処理能力が200キログラムを超えるものが廃棄物処理施設に当たるとなっていますが、今回の焼却炉の新設により一時間当たり2,406キログラムとなることから、法第51条の許可が必要となります。

5ページ目をご覧ください。申請周辺の航空写真となります。

当該施設は、国道56号線の荒倉トンネルから、東に約300メートルのところに位置にあります。申請地周辺は北側に乗馬クラブ、その他のまわりは山林に囲まれている状況となります。その他周辺につきましては霊園がございますが、近接した場所に住宅地は無いということになります。

また、申請地は市街化調整区域であり、今後も市街地に発展する可能性は少ないと考えられます。

6ページ目をご覧ください。これは施設までの道路の状況です。

右上の①でございます。県道高知春野線の新荒倉トンネル南口に出たところの写真で、ここから、脇にそれて、進入路に進入していくということになります。

②の分岐点を左折しまして、緑に囲まれた山道を進み、③の分岐点を左に行きまして、④の施設の入口に到着するというような流れになっております。

7ページ目をご覧ください。これは、処理施設の全景を上空から見たものとなります。赤く着色した箇所ですが、今回、申請された焼却施設が設置される予定で、AとBですね、こちらの方向から現地の写真を撮っております。

8ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、この焼却施設の断面図となります。

今回の産業廃棄物処理施設としましては、建築基準法の建築物には該当しないプラント施設となります。

平面的に見た場合、おおよそ30メートル×15メートル程度の大きさとなります。

この施設で焼却処理を行う建築基準法の施行令第130条の2の2に掲げるもので、廃掃法の施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の種類としましては、量的にみれば、今のところ廃プラスチック類が最も多くなると見込まれています。廃プラスチック類といいますのは、合成樹脂や合成繊維、合成ゴムなどの固形状を含めた全ての合成高分子系化合物を含むもので、例えば、分かりやすく単純に言いますと、事業所から発生する発泡梱包材や塩化ビニール類、塗料カスや合成ゴムでできたタイヤ

などを指します。

この焼却施設は、廃棄物の中間処理施設として、燃焼効率を高めて焼却処理することで、廃棄物の減容化を進めつつ、最終的に埋め立ての処分量も減らせることにつながり環境負荷を軽減することができるものとなります。

9 ページ目をご覧ください。

最後に、廃棄物処理法の許可申請前に行われた、周辺の生活環境に関する影響を評価した、いわゆる環境アセスメントの内容について触れますが、これは、第三者機関が行ったもので、評価の主だった項目としましては、大気、騒音、振動、悪臭、水質など、すべての項目において基準値を下回る結果で、施設を設置することによる環境への影響は軽微であるということで評価されています。

焼却施設が設置された後は、大気質については点検を行い、各種関連法令も踏まえて定期的に排ガス等を測定するなどの環境配慮を行います。また、廃棄物処理法では、施設の使用前に検査を行ったうえ、基準に適合した後に使用が開始されます。さらに、維持管理につきましても施設が廃止するまで、技術上の基準・維持管理計画に適合させることが求められます。

環境影響評価の内容等については、許可前に開催された高知市産業廃棄物処理施設設置審議会の場合において、専門的知識を有する者からの意見聴取が行われた上で審議が進められて、許可証の交付に至っています。高知市の産業廃棄物処理指導要綱で、隣接地の土地所有者の同意並びに施設の敷地境界から 300 メートル以内の地域住民の世帯主に同意を得ていると聞いており、同要綱にも適合しております。

廃棄物処理法において、正式な手続きを踏み、既に設置許可を受けた今回の産業廃棄物処理施設を設置する敷地につきまして、都市計画上、その敷地の位置について支障がないかにつきまして、今回ご審議をお願いいたします。

施設の説明については以上です。

はい、それでは、高知県の見解を説明させていただきます。

まず、産業廃棄物処理施設を設置する敷地については、先ほど高知市さんからもご説明がありましたとおり、市街化調整区域でございます。県の方針としましては、区域区分は継続していくこと、また、人口減少化における市街化区域の拡大というのは、原則行わないこととしていることから、今後も土地利用状況から大きく変化する見込みはないというふうに考えております。

また、今回の処理施設について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境影響評価の結果なども踏まえまして、処理施設の許可権者である高知市長から既に許可がされているということをお聞きしています。

これらのことから、今回の付議にあたりまして、まちづくりの主体であります高知市長から、「都市計画上支障はないもの」と考えているとの見解もいただいております。

高知県としましても、当該施設の敷地の位置については、「都市計画上支障はないもの」と判断しております。

以上で建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

■磯部会長

どうもありがとうございました。

ただいまの議案について、意見書への見解も含めてご意見、ご質問ございましたらお願い致します。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

■政岡委員

今回環境アセスメントを取られていると思うんですけど、この想定値ということになるんですが、ここ、現在は予測値ということになると思うんですが、既存のものも想定値を基に設置されていて、実測値というものを測っていくというようなことはされていないんでしょうか、というのが一つの質問。もう一つはですね、高知市さんの専門知識を持つ方の意見を基に許可を受けているというふうに聞きましたけど、専門知識を持つ者というのはどういう方なのかということのを教えていただきたいと思います。

■磯部会長

お答えをお願いします。

■事務局

えーとですね、一応現状を踏まえた上で検討されておるといことの数値になっております。なおですね、施設ができた後なんですけど、これに踏まえましてはですね。廃掃法第 15 条の 2 の 3 により、当該項目については測定義務が課せられております。またですね、同法第 8 条の 3 の第 2 項においてですね、測定内容について、インターネット等による公表義務が課せられておりますので、後の後追いも可能ということになっております。

■政岡委員

後追いをされていて今まで立っている施設についてはですね、以前の測定値を上回っているものはないということと理解してよろしいですか。

今回新しく建てるわけですよ？その前からできているわけじゃないですか。それは測定値を基に許可されていて、それはもちろん基準値を下回っているという位置づけが

あった上での、今度また新しい測定値が正しく取り決められているということですよ。

■事務局

はい、そうでございます。

■磯部会長

これは今無い施設を新しく新築する新設するのでそれによってどれだけ増えるかを予測したとそういうことでの理解でよろしいでしょうか。

■事務局

そうです。

■事務局

高知市の廃棄物対策課の石飛と申します。高知市の産業廃棄物処理施設設置審議会委員の件ですけれども、騒音ですとか、悪臭、都市計画、排気出この辺の環境に関する専門の方で、高知高専の先生だったり工科大の先生だったりというところをお願いしております。

■磯部会長

よろしいでしょうか。はい。

あの最初に申し上げるべきだったんですけど、皆さんマスクをしておられるので、聞き取るのが難しい方もいらっしゃるかと思います。

なるべく大きな声ではっきりと話し合いいただけるとありがたいところです。

他にいかがでしょうか。

はい。どうぞ。

■片岡委員

些末なことなんですけども、さっき説明していただいた資料の1ページ目、敷地面積ですけども19,322平方メートルで19ヘクタールとなっていますけども、どちらが正しいのでしょうか。

■事務局

1.9ヘクタールでございます。今ちょっと訂正をお願いしようかと思っておりました。申し訳ございません。

■磯部会長

よろしいでしょうか。はい。
他にはいかがですか。
はい。どうぞ。

■林委員

あの問題ないと思いますので、初歩的なことを教えてもらいたいんですが、この焼却施設で焼却をすると後は何にも残らない状態となるのか、何かスラント的なものが残るのか。そこをちょっと教えてください。

■磯部会長

お願いします。

■事務局

高知市廃棄物対策課の川崎と申します。焼却後何も残らないのかというご質問ですが、焼却することによって、当然燃焼ガスが発生いたします。その点は十分環境アセスメントの方で検討されて安全性がシミュレーションされているんですが、あと発生するものとしてはですね、燃え殻とばいじんとなります。それぞれ別々に保管されまして、それで管理型最終処分場の方に基準値に適合する場合がありますが、最終処分できるということになります。

以上です。

■磯部会長

よろしいでしょうか。
他にいかがでしょうか。
はい。どうぞ。

■康委員

水が境外に出ないという前提で水質に関して影響はないと判断されてますけども、実は私、高知県の廃棄物設置の審査会にも入ってまして、この議案は既に議論されてます。その時も同じ回答だったんですけども、ちょっと今日気になったのは、まず、この施設は屋根があると考えていいんですかね。

屋根に置いているところの雨水は当たらないと理解しているんですけども。
処分する焼却する前の廃棄物を溜めておく場所があると思うんですね。
その場所はちゃんと雨水が当たらないように設計されているのか、
どういうふうになっているのか、そこをちょっと教えていただければと思います。

■磯部会長

はい。

お答えをお願いします。

■事務局

同じく廃棄物対策課の川崎と申します。

焼却する前の保管につきましてはですね、廃棄物処理法においてですね、保管の基準というものがございます。

処分前の保管の基準、大抵の場合、14日分ぐらいしかおけないということになっておりますが、それ以上はいけないことになっております。

ただしですね、必ずしも屋根の下に置きなさいという基準はございません。

ただ、飛散流出を防止するためにですね、措置を取らないといけないということになっておりますので、本案件につきましてはですね、ばいじんについては、屋根のあるところとか設置するような格好になると思いますが、ただ言われるところ、排水は出ないですが、飛散流出を起こさなければですね、排水の中に有害物質が発生しようがないというふうに、これも審議会で言われた内容ですが、そういうふうに判断はしております。

入ってくる屋外の保管するものは、大概あの廃プラスチック類とか建設混廃とかであってですね、その他の有害の物については、あの外部に出てきていない措置を取るという格好にこちらの方も確認していきたいと思っております。

以上です。

■康委員

見落としがあるといけないなと思うんですけども、机上で単独で見っていくと満たしているんですけども、実は合わせてみた時に見落としがあったりする場合があると思うんですね。

例えば、この前だったら処理前の廃棄物を置いているところに例えば、屋根がなかったら雨が当たってその水を集めて処理せずに放流するんですよ。

その時に有害物質が境外に出てしまうことが起こりうるので、つぎ設計段階から屋根があるようにしておく方が安心かなと思います。

以上です。

■磯部会長

個別のことはクリアされたとして、全体を総考した時に問題が起こらないようにと考えるというふうにしてほしいというご意見だったかと思えます。よろしいでしょうか。

法律ではそれも全てを含めて環境アセスメントをするということになっておりますので、数値についてはここに出ている表が最終的な検討結果であると、なお運用にあたっては気をつけていただきたいというご指摘だったかと思えます。

他にはいかがでしょうか。

なかなかこのニンビー施設というのは、あのどうしても生活に必要なものではなくても、やはり無ければ無い方が良いという気持ちはあるところなので、したがってまさに適正・公正に審議するというところが大事なところですよ。

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

もし無いようでしたら意見書については、特にここを修正した方がいいとか反対とかっていうご意見ありませんでしたので、意見書について原案のとおり、答申するというところでよろしいでしょうか。

■各委員

異議無し。

■磯部会長

どうもありがとうございました。

それでは今日の審議につきましては、これで終了することになります。進行を事務局にお返しいたします。

■事務局

ご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第146回高知県都市計画審議会を閉会いたします。委員の皆様どうもありがとうございました。

以上